

高等学校「簿記」における商品売買の指導に関する研究（I）

餅 川 正 雄*

目 次

はじめに

1. 分記法と総記法の区分
2. 分記法の指導に関する考察
 - 2.1 狭義の分記法の指導
 - 2.2 仕入諸掛費の処理
 - 2.3 売上原価対立法の指導

おわりに

はじめに

高等学校の教科「商業科」における「簿記（Bookkeeping）」の指導は、商業簿記（商品売買業の簿記）によって展開されている。商業簿記は、工業簿記や銀行簿記などと比較して、単純で分かり易いと考えられているからである。確かに、商業簿記においては、商品を仕入れて、それを売り上げることで、利益が発生するという流れであるので、簿記を初めて学ぶ生徒にとっては理解し易い。

商業科の教科書（文部科学省の検定済教科書）では、商品売買取引の仕訳は、最初に「分記法」と呼ばれる処理方法を学ぶことになっている¹⁾。その理由は、決算整理（closing adjustments）が不要であり単純で分かり易いからだと言われている。その後で、一般に「商品勘定三分法」と言われる処理方法を学ばせる。生徒が最初に学んだ分記法はその後の学習で利用することは全くない。生徒の立場から考えると、折角覚えた分記法の処理を忘れなければならないため混乱が生じる。しかも、生徒は商品勘定を三つに分

割するという意味が容易に理解できない。例えば、商品を仕入れた時には仕入という勘定科目を使用するが、この仕入は資産に属する勘定ではないのかと悩むことになる²⁾。商品と商品売買益を売上と併合することになるのに、なぜ“分割する”と言うのかという素朴な疑問もある。

分記法と三分法は、全く性格の異なる処理方法であるため、簿記を指導する教師にとっても、自然な流れで解説することができない。要するに分記法からは、商品勘定（資産の勘定）を仕入勘定（費用の勘定）、売上勘定（収益の勘定）、繰越商品（資産の勘定）の三つに分けることは、説明できないのである。しかも、繰越商品勘定は、決算（closing accounts）の時にしか出てこない決算整理のための勘定科目である。これは、“総記法”の説明を省略して分記法から三分法への移行指導を強引に行うために生じる混乱である。

筆者は、なぜ、高等学校の科目「簿記」で、狭義の総記法（一勘定制）を指導しないのかという疑問を抱いてきた。実際に高校生に総記法を指導してみると、決算整理仕訳が難しいからだということが分かった。一般的に商品売買の処理方法は様々なものがあるので、「何種類も指導すると混乱する」と言う教師も多い。確かに簿記の初学者にとってそのことは事実である。しかし、だからと言って狭義の総記法の指導をした後で商品勘定三分法を指導するという基本的な順序を避けてよい訳がない。そもそもなぜ、分記法によって簿記の導入をする必要があるのだろうか。すでに述べたとおり分記法の場合、決算整理仕訳が不要であるという理由からであ

* 広島経済大学経済学部准教授

ろう。

因みに昔の高等学校の教科書では、委託販売という商品の特殊販売形態で積送品売買益が説明されていた。委託販売については分記法で説明されていたのである。その関係で分記法も指導する意味があった。しかし、現行の教科書では委託販売も三分法によって指導することになっているのでその必要はない。

教科書のページで言えば、僅か2ページ程度の説明で総記法について記述することができる。かつて、沼田嘉穂の高等学校『簿記』教科書では、総記法の記述があった。しかし、総記法を説明している教科書が出版されなくなり、時期を同じくして簿記の授業でも総記法の解説を省くようになった。現在では生徒の混乱を避けるということで、総記法の説明を完全に省略している。しかし、分記法から三分法に入る方法は順序として違和感がある。なぜならば、三分法は広義の総記法の一つであり、分記法と三分法は別系統のものであるからである。三分法は分記法の欠点をなくす目的で改良したものだと言明することは歴史的にみても理論的に考えても間違いである。

高等学校の「簿記」教科書では「分記法」から「三分法」へ移行するという順序をとっている。300ページを超える「簿記」教科書の中で、90ページあたりから三分法に移行しているのである³⁾。教科書では「分記法は商品の種類が多い場合や売買取引の回数が多い場合は不便であり、実際にはあまり利用されていない」と説明されている⁴⁾。「最初に総記法が考えられ、その後に分記法が考案されたが、これは実務上採用されず三分法が考え出された」という説明が正しいのではないだろうか。これは、意図的に総記法の指導を避けることで生徒を混乱させないように配慮しているからであろう。しかし、結果的に生徒の混乱は避けられていないことを指摘しておきたい。その証拠に多くの商業高校生

は「分記法ではなく三分法で最初から教えて欲しかった」と言う。「分記法を学ぶ意味が全く分からない」とまで言わせているのが現実である。

本研究は、高等学校で商業科の専門科目「簿記」の授業で、教師がどのように指導していけば効果的であるのかということを筆者の学校現場での経験を元に論及したものである。その内容は、大学の教職専門科目「商業科教育法Ⅰ・Ⅱ」で指導するものであり、商業科教員を目指している学生が教材研究の段階で知識・理解を深めておくべきものでもある。

本研究（Ⅰ）では、最初に分記法と総記法の区分について整理する。そして、高等学校の「簿記」の授業で採用されている分記法による簿記の導入について考察する。それは、後に移行する本命の三分法の導入としては不適切なものであり、生徒に無用な混乱を招く結果になっている事実を指摘したいと考えているからである。

1. 分記法と総記法の区分

高等学校の「簿記」の教科書では、「総記法」という用語は出てこない。そのため、分記法と三分法の違いを解説して、分記法の欠点を理解させたいという三分法に移行するのが一般的な授業展開である。ただし、簿記の教材研究を十分に行っている教師は、三分法に移行する前に短時間であっても総記法を説明していることが多い。なぜならば、狭義の分記法と狭義の総記法を比較することで理解が深まるからである。

高校生に「簿記」を指導する場合、「広義の分記法」と「広義の総記法」の区分を明確に指導することが求められる。その区分の要点は「商品販売時点の処理」の違いである。分記法は、商品の利益部分と原価部分を区別する処理方法であり、総記法は、それを区別しない処理方法である。商品売買取引を何種類の勘定科目で処理するのかというのは、分記法と総記法の区分を理解させた後で指導すれば容易に理解できる。

安平昭二は、『簿記詳論』（同文館）で、商品売買取引の処理方法を次のように分類している⁵⁾。

- 分記法（広義の）……売上原価分別計上法
 - ・分記法（狭義の）……二勘定法
 - ・売上高・売上原価表示法……三勘定法
- 総記法（広義の）
 - ・総記法（狭義の）……一勘定法
 - ・三分割法……三勘定法

商品勘定を分割するという観点からは、安平の分類は正しい。広義の総記法で、商品売買取引を何種類の勘定科目で処理するのかという視点から分類すれば、その種類はかなり多くなる。なぜならば、値引き・返品・割戻などの仕入や売上の控除項目を独立させたり決算勘定として売上原価勘定や売買勘定を設定したりすることもあるからである。

あくまでも、商品勘定の分割としては、安平の分類のとおり「三分割法」があるだけであり、値引きや返品などを独立した勘定で処理しても、それは仕入勘定や売上勘定のマイナスを示す勘定でしかなく商品勘定の“分割”として示すのは、表現として誤りと言えなくもない。

商品勘定は資産に属する勘定科目であるので、これを「仕入勘定（費用）」・「売上勘定（収益）」・「繰越商品勘定（資産）」の三つに分割するという指導は、生徒には納得できない。なぜならば、繰越商品勘定は資産であるので分かり易いが「商品という資産はいくら分割しても資産ではないのか？」という疑問が生じるからである。つまり、仕入（費用）ではなく仕入商品（資産の増加）と売上商品（資産の減少）として理解させる方が、生徒は腑に落ちるのである。

商品を仕入れた時点で仕入勘定（費用）で処理するのは、販売を予定しているからである。つまり、近い将来、売上原価（費用）になるも

のだから、資産として処理しないで費用処理をしておこうという考え方である。確かに財務諸表の作成という視点からは、その説明は成立する。しかし、商品の管理という視点からは、あくまでも仕入れた商品は現物があるので費用ではなく資産として管理する必要がある。

また、商品を販売した時点で売上勘定（収益）として処理することも、生徒にとっては違和感がある。売上はあくまでも手許にあった商品（資産）の減少であってこれを販売した時点で、全額を収益として把握することに疑問をもつのである。つまり、分記法を学んでいる生徒は、収益を「商品売買益」のことだと理解しているのである。

生徒に「三分割法」を理解させるためには、商品を販売した時点で全額を売上勘定（収益）で処理しておいて、決算の時点で期首繰越商品を仕入勘定に加算し期末棚卸商品を仕入勘定から減算して売上原価を算出することや、売上金額と売上原価を比較することで商品売買益（売上総利益）が把握されるということを説明しなければならない。

筆者は、商品売買取引に関する仕訳において、いくつの勘定科目を使用するのかという観点から分類して理解すべきだと考えている。なぜならば、商品勘定を何種類に分割するのかというのではなく、商品売買取引を何種類の勘定科目を使って仕訳するのかという視点で分類する方が正しいと考えられるからである。例えば、仕入れた商品の値引きや返品は、仕入の取り消しとして処理するのだから単純に仕入勘定の貸方に記入すればよい。それを仕入値引きや仕入戻しといった勘定科目を使用したとしても商品勘定を分割したとは言えない筈である。

商品売買取引の処理方法を分類してみると表1のようになる。ただし、この表は、あくまでも「簿記」の学習上の分類である。実社会（実務）においては様々な勘定科目名が使用されて

表1 商品売買取引の処理方法の分類

1. 広義の分記法		
(1)	二勘定法 (商品, 商品売買益)	*狭義の分記法
(2)	三勘定法 (商品, 売上原価, 売上)	*売上原価対立法
2. 広義の総記法		
(1)	一勘定法 (商品)	*狭義の総記法
(2)	二勘定法 (仕入, 売上)	
(3)	三勘定法 (仕入, 売上, 繰越商品)	*商品勘定三分割法
(4)	四勘定法 (三勘定法に売上原価又は売買を加えた方法)	
(5)	五勘定法 (仕入, 売上, 繰越商品, 仕入値引・戻し, 売上値引・戻り)	
(6)	六勘定法 (五勘定法に売上原価を加えた方法)	
(7)	七勘定法 (仕入, 売上, 繰越商品, 仕入値引, 仕入戻し, 売上値引, 売上戻り)	
(8)	八勘定法 (七勘定法に売上原価を加えた方法)	
(9)	九勘定法 (仕入, 売上, 繰越商品, 仕入値引, 仕入戻し, 仕入割戻, 売上値引, 売上戻り, 売上割戻)	
(10)	十勘定法 (九勘定法に売上原価を加えた方法)	

*筆者作成

いることも教師は知っておく必要がある。

高等学校の若い商業科教員は、分記法と三分法の二種類を知っていれば簿記の指導ができると考えており、狭義の総記法については全く知らなくともよいと思っているようである。しかし、簿記の教師としては、教科書を越えて教材研究をしておくべきである。そこで、分記法と総記法の分類についての先行研究を簡単に整理しておきたい。

表1では、勘定科目の構成が分かり難いので、整理して示すと表2のようになる。ただし、仕入諸掛(費)を加えて整理することもできる。その場合、考察の焦点が鮮明になり難いので表2では省略している。

商業簿記の指導で最も重要な内容は、商品売買取引の仕訳である。損益計算書を作成するためには、商品の売上高と仕入高(売上原価)を把握して商品売買益(売上総利益)を計算する必要がある。そのために、どのような勘定科目を利用するのかを検討するのである。実務の観点から考えれば、勘定科目は少ない方が望まし

い。しかし、値引きや返品が多く発生する場合には、仕入や売上勘定から値引きや返品などを独立した勘定科目で処理して、その金額を常に把握しておきたいと考えるようになる。つまり、経営管理の視点から必要な勘定科目は決められるのである。

分記法は、商品販売の時点で原価部分と利益部分を把握して分離させることに特徴がある。逆に総記法は、商品の販売時点で原価と利益を分離させないことが特徴である。

総記法の場合は「三勘定法(三分割法)」が基本となっている。商品勘定の分割については、値引・返品・割戻を仕入勘定や売上勘定から分離させるかどうかで使用する勘定科目の数に変化する。また、決算の時点で使用する所謂「決算勘定(集計勘定)」として売上原価勘定や売買勘定を加えるか否かによって違ってくる。

本研究は、この表2の分類に沿って考察していくことにしたい。

第1に、「狭義の分記法」と「売上原価対立法」による指導の実際を整理する。第2に高等

表2 商品売買取引の仕訳で使用する勘定科目

分類	勘定科目	商 品	仕 入	売 上	繰 越 商 品	売上・仕入の控除科目						売 上 原 価	売 買	商 品 売 買 益
						売上 値引	売上 戻り	売上 割戻	仕入 値引	仕入 戻し	仕入 割戻			
分記法	狭義の分記法	●												●
	売上原価対立法	●		●								●		
総記法	一勘定法	●												▲
	二勘定法		●	●										
	三勘定法		●	●	●									
	四勘定法		●	●	●							▲		
	四勘定法		●	●	●								▲	
	五勘定法		●	●	●	○			○					
	六勘定法		●	●	●	○			○			▲		
	七勘定法		●	●	●	○	○		○	○				
	八勘定法		●	●	●	○	○		○	○		▲		
	九勘定法		●	●	●	○	○	○	○	○	○			
十勘定法		●	●	●	○	○	○	○	○	○	▲			

●と○印は期中の仕訳で使用する科目であり、▲印は決算で使用する集計勘定である。
○印は売上勘定又は仕入勘定の控除科目であり、決算の時点で差し引かれる。
*筆者作成

学校で「狭義の総記法」による指導を行うとしたら、どのような指導が必要になるのかを検討する。第3に、商品勘定を分割した場合、つまり「二勘定法」から「十勘定法」まで、その処理方法の内容を具体的に考察していきたい。

2. 分記法の指導に関する考察

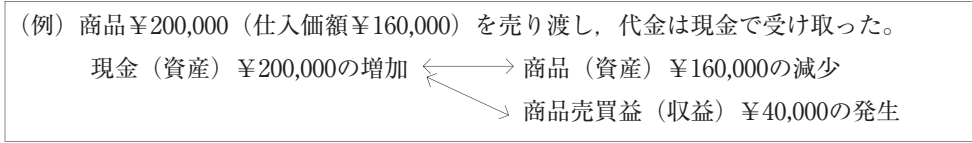
2.1 狭義の分記法の指導

簿記の導入においては、資産・負債・資本の指導から入る。商品は、現金、売掛金、備品、建物などと同じように純粋な資産勘定として理解させる。「企業が販売の目的で所有する資産が商品である」という指導を行う。その商品の原価は、買入価額に“仕入諸掛（：しいれしょがかり）”、つまり仕入運賃、倉庫料（保管料）、保険料、関税、その他の手数料が加算されることも指導する。商品の販売に関する諸費用は、発

送費として経費処理されることも併せて指導している。

“分記法（functional system）”では、商品の仕入れは資産としての商品が増加したと考える。商品の売り上げは、資産である商品が減少したと考えて記録する。この場合、売り上げによって減少する商品の記録は仕入原価、つまり購入した時の値段で記録することが重要な条件である。分記法は、商品勘定の借方残高が手許商品の有高を原価で示すことになるので、勘定記録によって手許商品の管理ができることが長所である。歴史的にみると商品勘定は総記法によって記帳されており、分記法は後になり考案された方法である⁶⁾。

高等学校の「簿記」教科書では、次のような例で記述されている⁷⁾。



すでに述べたとおり、「分記法」というのは、商品という資産（原価）と商品売買損益（利益または損失）を分けて仕訳するという方法である。脇田良一は『ビジネスゼミナール簿記入門』で「損益分記法」と記述している。脇田は、なぜ、実践性のない損益分記法と総記法という二つの方法について詳しく述べるのかということについて、次の二つの理由をあげている⁸⁾。

- ① 本命の「三分法」をより良く理解できるから
- ② 株の売買とか土地や建物など資産の売買は「損益分記法」により記録するのが普通だから

分記法の指導は、商品売買取引のためだけではない。備品・車両運搬具などを売却した際に固定資産売却損・固定資産売却益が発生するケースや、売買目的有価証券の転売の際に生じる有価証券売却損・有価証券売却益が生じるケースを学ぶことを考えれば、無意味だとは言えない。

純粋な資産勘定としての商品勘定の記録を勘定形式 (account-form) で示すと、次のようになる。

商 品 (資産勘定)	
借 方	貸 方
前期繰越商品 (原価)	仕入戻し高 (原価)
当期商品仕入高 (原価)	仕入値引高 (原価)
仕入諸掛 (運賃等)	仕入割戻高 (原価)
売上戻り高 (原価)	当期商品売上高 (原価)
売上値引高 (原価)	次期繰越商品

商 品 売 買 益 (収益勘定)	
借 方	貸 方
売上戻り高 (利益部分)	当期商品売上高 (利益)
売上値引高 (売価)	
売上割戻高 (売価)	

商品売買益（商品を売り上げた時の利益）は、仕入原価（当該商品を仕入れた時の金額に仕入諸掛を加算したもの）と販売価額との差額となる。販売価額が仕入原価よりも少ない場合は“商品売買損”となる⁹⁾。販売するたびに商品売買損益を計上できるので、優れた処理方法だと考えられる。しかし、この分記法は、不動産売買業や自動車販売業、貴金属商、骨董商などのように商品の品種や数量の少ない企業・商店においては可能であるが、一般の小売商・卸売商のような品種・数量の多い商品を取り扱う企業では、困難なことでありほとんど不可能である。それにも拘わらず、高等学校の「簿記」教科書が、分記法による簿記の導入に拘る理由は、高校生にとって「分記法の方が分かり易い」と考えられているからである。確かに商品を資産として処理して販売のつど商品売買損益を把握することは理想的である。また、小売商の中でもスーパーやコンビニエンス・ストアのようにバーコード読取装置を備えた販売店では分記法の採用も可能であると言えなくもない¹⁰⁾。しかし、筆者の経験から言えば簿記の学習においては分記法で一貫した指導を行うのでない限り、決して分かり易いとは言えないことを指摘しておく。

例えば、「商品 ¥100,000 (原価 ¥50,000) を現金で販売した」という取引で、生徒は、¥50,000の商品（原価）と ¥50,000 (利益) を分けて貸方に仕訳することはイメージし難い。貸方 (右側) に商品が出ていき、借方 (左側) に現金が入ってくるのだから、次のように仕訳する生徒が多い。なぜ、このような誤りが生じるのかは明らかである。

	借 方	貸 方
誤答	(現 金) 100,000	(商 品) 100,000
正答	(現 金) 100,000	(商 品) 50,000 (商品売買益) 50,000

簿記上の取引は、貸借の金額が同じになることを教員が繰り返して説明しているからである。備品を購入した時も、水道光熱費を支払った時も貸借の金額は同じである。筆者の授業では、仕訳をキャッチボールのイメージで指導する。「右側に出ていくボール（商品）があり、左側に入ってくるボール（現金）がある」と指導するので、簿記の導入段階で“収益の発生”をイメージさせ難いのである。

商品を売り上げた時だけどうして貸方に商品の原価と利益（商品売買益）を分けて仕訳するのが初学者にとっては理解し難いのである。商品を仕入れた時と同じように、売り上げた時も商品と現金の等価交換と考える生徒が多い。特に費用の発生は分かり易いが、収益の発生という概念が理解し難い。

商品売買の記帳においては、単純な仕入や売上の仕訳だけでなく返品や値引きの仕訳についても指導する必要がある。現実には「簿記」の導入段階で分記法を指導する時に、返品や値引きといった例外的な取引の仕訳は指導していない。

売り上げていた商品が戻ってきた場合、つまり品違いなどの理由で“返品された時”には、その商品の原価で受入れ記録をするだけでなく、商品売買益を消滅させる必要がある。生徒は、売り上げた商品が戻ってきたのだからと考えて販売価額で仕訳（処理）をするという誤りを犯し易い。

例えば「かつて掛けて売り上げていた商品 ¥20,000（原価 ¥10,000）が返品された」という取引の場合、次のような誤りが多くなる。

	借 方	貸 方
誤答	(商 品) 20,000	(売 掛 金) 20,000
正答	(商品売買益) 10,000 (商 品) 10,000	(売 掛 金) 20,000

仕入れていた商品を戻した場合、つまり品違いなどの理由で“返品した時”にも仕入原価で仕訳（処理）をすることになる。

売り上げた商品の値段を引き下げた場合、つまり汚損などの理由で“売上値引きをした時”には、商品売買益を減少させる必要がある。計上されている商品売買益の金額を超えた値引きを承諾した時にはどうなるのかも指導する必要がある。

例えば、「かつて商品 ¥40,000（原価 ¥20,000）を掛けて売り上げていたが、¥10,000の値引きを承諾した」という取引の場合、次のような誤りが生じる。

	借 方	貸 方
誤答	(商 品) 10,000	(売 掛 金) 10,000
正答	(商品売買益) 10,000	(売 掛 金) 20,000

掛けて仕入れていた商品の値段を ¥30,000引き下げてもらった場合、つまり汚損などの理由で“仕入値引きをしてもらった時”には、商品の減少と考えて次のように仕訳（処理）する必要がある。

借 方	貸 方
(買 掛 金) 30,000	(商 品) 30,000

値引きや割戻しは、別の勘定を設定して記帳する方法もある¹¹⁾。

借 方	貸 方
(買 掛 金) 30,000	(商品値引益) 30,000

我が国の『企業会計原則』では“総額主義”による損益計算書を作成することが要請されているが、分記法では帳簿外で計算する方法しかない。つまり、分記法による記帳を行っている場合、商品の売上総額を総勘定元帳の商品勘定から把握できないという欠点がある¹²⁾。商品売買勘定と商品勘定の貸方金額を合計すること

で売上総額を把握することができると言えるが、値引きや戻しなどがあるので簡単ではない。

狭義の分記法による商品売買の仕訳を設例によって整理すると、次のようになる。(以下、本研究において商品売買取引に関する一連の仕訳を整理して示す際は、原則としてこの設例によっている。)

＜ 設 例 ＞

1	商品¥400,000を掛けで仕入れた。
2	商品の仕入諸掛（運賃：当店負担）¥10,000を運輸会社に現金で支払った。
3	掛けで仕入れていた上記商品につき¥10,000の値引きを受けた。 この仕入値引額は買掛金と相殺することにした。
4	掛けで仕入れていた商品のうち¥40,000は品違いのため返品した。
5	仕入原価¥250,000の商品を¥500,000で売り上げ、代金は全額掛けとした。
6	掛けで売り上げていた商品につき¥30,000の値引きを承諾した。 この売上値引額は、売掛金と相殺することにした。
7	掛けで売り上げていた商品のうち¥40,000は品違いのため返品された。 ただし、この商品の仕入原価は¥20,000であった。
8	得意先に対して売上割戻（リベート）として、現金¥50,000を支払った。
9	仕入先から仕入割戻（リベート）として現金¥20,000を受け取った。
10	決算にあたって、商品の实地棚卸をしたところ、次のとおりであった。 期末商品棚卸高¥220,000 なお、期首の商品棚卸高は¥100,000であった。

表3 狭義の分記法

	取引	借 方	貸 方
1	仕 入	(商 品) 400,000	(買 掛 金) 400,000
2	仕入諸掛	(商 品) 10,000	(現 金) 10,000
3	仕入値引	(買 掛 金) 10,000	(商 品) 10,000
4	仕入戻し	(買 掛 金) 40,000	(商 品) 40,000
5	売 上	(売 掛 金) 500,000	(商 品) 250,000 (商品売買益) 250,000
6	売上値引	(商品売買益) 30,000	(売 掛 金) 30,000
7	売上戻り	(商 品) 20,000 (商品売買益) 20,000	(売 掛 金) 40,000
8	売上割戻	(商品売買益) 50,000	(現 金) 50,000
9	仕入割戻	(現 金) 20,000	(商 品) 20,000
10	決算整理	*仕訳なし	

商		品	
前期繰越高	100,000	仕入値引高	10,000
当期仕入高	400,000	仕入戻し高	40,000
仕入諸掛費	10,000	当期売上高	250,000
売上戻り高	20,000	仕入割戻高	20,000
		次期繰越高	210,000
商品売買益			
売上値引高	30,000	当期売上高	250,000
売上戻り高	20,000		
売上割戻高	50,000		
損益	150,000		
損		益	
		商品売買益	150,000

2.2 仕入諸掛費の処理

商品売買を分記法によって、実際に処理しようとするれば、仕入原価には仕入運賃や保険料などの仕入諸掛費（仕入付帯費）が含まれているので単純なものではなくなる。狭義の分記法によって簿記の導入を行う高等学校の「簿記」の教科書ではそのことに全く触れていない。仕入諸掛の指導は、三分法に入ってから指導することになっている。

それだけでなく、「仕入戻し」や「売上戻り」、「仕入値引」・「売上値引」の処理についても指導することはない。また、仕入割戻し（益）や売上割戻し（損）の処理についても触れることはない。

筆者は、「仕入諸掛費」の処理について、簿記の導入段階で指導することを主張している訳ではない。そもそも、仕入諸掛（費）は、最終的に商品の仕入原価に算入すべきものであることは明らかである¹³⁾。その理由は次の二つが考えられる。

- ① 運賃や保険料が売り手負担の場合、つまり商品の仕入価額が持ち込み値段の時は、その分だけ加算されているのだから、買い手側が支払った場合には、商品の仕入原価に加算するのが正しい。

- ② 仮に仕入諸掛費を仕入原価に加算しないで、支払運賃（引取運賃）や支払保険料などの費用勘定で処理すると、当期の損益計算書に計上されることになるが、仕入れた商品が当期に販売されなかった場合には、仕入諸掛費は当期で負担し、商品の販売益は次期以降の販売された期に計上されることになる¹⁴⁾。

しかし、これは仕入取引（商品の仕入れという取引）を仕入先と当店の間の取引があって、それとは別に運送会社に運賃を支払ったり、保険会社に保険料を支払ったりする取引が発生している訳であるから、本来、別の取引が発生していると考えべきものである。「簿記というのは、発生した経済事象を直截に勘定科目と貸借記入原則によって把握するということ」という大藪俊哉の主張に賛同する¹⁵⁾。つまり、代金の支払先が違っているのだから、別々の取引と考えて仕訳すべきであり、仕入諸掛を仕入原価（仕入勘定）に含めて仕訳することは、誤りではないかと考えている訳である。このように考えると、仕入原価に含めることなく「仕入諸掛費」という勘定科目で運賃や保管料などを仕訳（処理）することが正しい処理だということになる。簿記のもつ経営管理機能を考えると、仕入諸掛費を支払時点で仕入勘定に含めることには問題がある。商品を売り渡す時に売主が支払った荷造費、運賃、保険料、保管料などの売上諸掛費については、荷造費勘定、支払運賃、支払保険料勘定などで処理する¹⁶⁾。仕入諸掛費と売上諸掛費の仕訳は、統一的な考え方でどちらも適切な勘定科目を用いて処理すべきではないだろうか¹⁷⁾。

実務上は、商品売買に関する諸費用は売主側が負担するのが原則であり、買主側が負担することは稀である。数種類の商品を一度に仕入れて仕入諸掛費を支払った場合、どの商品に仕入諸掛費を配賦すべきかが明確にならない¹⁸⁾。また、仮に金額によって比例配分したとしても端

数が生じることになるので煩雑である。仕入れていた商品を返品した場合にはどうするのかという問題もあるので簡単ではなくなる¹⁹⁾。従って、仕入諸掛費は、仕入勘定に含めないで決算の時点で売上原価を計算する時に一括して加算する方法が望ましい処理と言える。この場合、理論上は期末の在庫商品（売れ残り）分の仕入諸掛費については繰り延べの処理が必要になる。

沼田嘉穂が『簿記教科書』で述べているように、仕入諸掛費の原価加算は手数を要するので実務上は関税のように金額が比較的大きく特定の仕入れについて個別的に生じた費用でないと行われたい。つまり、理論上は不合理であっても普通は支払運賃や支払保険料として費用処理するのである²⁰⁾。

実際に、高等学校で簿記を指導している時に、多くの生徒は「仕入諸掛」という勘定科目を指導していないにも関わらずなぜか多くの生徒はそれを使用することがあった。これは、一般的に考えれば“仕入に要する費用はすべて「商品勘定」に含める”という基本原則を守ろうとしている教科書に従えば間違いである。しかし、これは完全な間違いだとは言いつれない。なぜならば、仕入諸掛（費）は、決算の時に仕入原価（商品勘定）に算入すれば何の問題も発生しないからである。このことを大藪俊哉は、「外部取引と内部取引の混同するケース」として解説している²¹⁾。

商 品 (資産勘定)	
借 方	貸 方
前期繰越商品 (原価)	仕入戻し高 (原価)
当期仕入高 (原価)	仕入値引高 (原価)
売上戻り高 (原価)	仕入割戻高 (原価)
売上値引高 (原価)	当期売上高 (原価)
仕入諸掛費 (費用勘定)	
借 方	貸 方
前期繰延分	当期売上原価 (加算額)
当期仕入諸掛 (運賃等)	次期への繰延分

「分記法」の場合、商品勘定の残高（借方残高）は、期末商品の有高を示すことになる。従って、商品勘定の残高は、そのまま貸借対照表の「商品」の金額となる筈である。確かに、「実地棚卸」をしない場合にはそれで問題ない。しかし、実務においては必ず実地棚卸を実施しており、実地棚卸の結果は必ずしも帳簿（総勘定元帳の商品勘定）と一致しない。なぜならば、実務では商品の保管中に種々の原因により（販売以外の原因により）、商品が減耗することがあるからである。例えば、盗難、紛失、腐敗、減耗・蒸発、鼠害・虫害や汚損・破損、賞味期限切れなどがある。これを「棚卸減耗損」として仕訳（処理）することになる。それだけでなく、商品の時価によって評価をする場合には「商品評価損」を計上することもある。つまり、決算の時点で帳簿残高は実地棚卸の結果に合わせるように修正しなければならないのである。また、低価法を採用する場合、時価が取得原価よりも下落している場合には「商品評価損」を計上するので整理手続が必要となる²²⁾。

分記法であっても、実地棚卸をする訳であり決算整理（修正）は不可避である。従って「分記法は決算整理が不要だから便利だ」ということはない。

高等学校の「簿記」の教科書では、決算整理は三分法の指導をしてからでないと登場してこない。このことは簿記の指導を分かり易くする狙いがあることは間違いでない。しかし、決算の本質を生徒に理解させるためには、最初の段階から実地棚卸（physical inventory）の説明をしておかないと、誤解を招く恐れがある。

商 品 (資産勘定)	
借 方	貸 方
前期繰越商品 (原価)	仕入戻し高 (原価)
当期仕入高 (原価)	仕入値引高 (原価)
売上戻り高 (原価)	仕入割戻高 (原価)
売上値引高 (原価)	棚卸減耗損
	商品評価損
	当期売上高 (原価)

分記法の欠点は、単純に売上高と売上原価を把握できないという点にある。商品勘定と商品売買益勘定を加算すれば把握できるのであるが、高等学校の「簿記」教科書では、損益計算書に売上高や売上原価を記載していない。損益計算書の貸方に商品売買益を記載する形式になっている²³⁾。商品勘定の残高は、貸借対照表の商品の金額として記載することになる。総勘定元帳の記録から損益計算書を作成するので当然のことである。

2.3 売上原価対立法の指導

売上のつど、売上原価が確定できる場合、狭義の分記法（二勘定法）の他に、「売上原価対立法（又は売上原価直接把握法）」と呼ばれる方法がある。この方法は、商品勘定・売上原価勘定・売上勘定の三つの勘定を用いて商品売買取引の処理を行うものである。この売上原価対立法は、前期繰越商品と当期仕入高は、商品の増加として、商品勘定の借方に記入される。これは狭義の分記法（二勘定法）と同様であるが、商品販売時の処理については、異なってくる。すなわち、売上高はそのままの金額で売上勘定に記入されると同時に、売上原価が商品勘定から売上原価勘定の借方に振り替えられるのである。結果的に、商品勘定は狭義の分記法の場合と同じように純粋な資産勘定となる。売上勘定は、収益として把握された売上高を示す収益勘定である。また売上原価勘定は、その収益に対応する費用としての売上原価を示す費用勘定である。

商業科の専門科目「原価計算」の教科書では、この売上原価対立法によって記述されている²⁴⁾。製造業の簿記、つまり工業簿記では、商品ではなく“製品”という勘定科目なる。昔から工業簿記の指導においては、次のように売上原価対立法によって指導している²⁵⁾。

〔完成時〕製品が完成し、その製造原価は ¥1,800,000であった。

	借 方	貸 方
完成	(製 品) 1,800,000	(製 造) 1,800,000

*製造勘定は、「仕掛品勘定」を使用することもある。

〔販売時〕得意先へ製品 ¥2,000,000を掛けて売り上げた。その製品の製造原価は ¥1,600,000であった。

	借 方	貸 方
販売	(売 掛 金) 2,000,000	(売 上) 2,000,000
	(売上原価) 1,600,000	(製 造) 1,600,000

〔返品時〕売り上げていた製品の一部 ¥100,000が返品された。その製品の製造原価は ¥80,000であった。

	借 方	貸 方
返品	(売 上) 100,000	(売 掛 金) 100,000
	(製 品) 80,000	(売上原価) 80,000

製 造 (仕掛品)	
前月繰越高	100,000
材 料	700,000
労 務 費	800,000
経 費	100,000
製造間接費	300,000
製 品	
前月繰越高	300,000
当月完成品原価	1,800,000
(製造勘定から振替)	
売 上 原 価	
売上製品原価	1,600,000
売上戻り高	100,000
月次損益	1,500,000
売 上	
売上戻り高	100,000
月次損益	1,900,000
損 益 (月次損益)	
売上製品原価	1,500,000
(売上原価勘定から振替)	
製品売上高	1,900,000
(売上勘定から振替)	

理論的には、商品仕入時又は製品完成時に資産計上をしておき売却時に費用に転嫁させる方法が妥当である。しかし、実行可能性という観点からみると非常に煩瑣である。この処理は製品別原価計算が行われている場合の製品についてはなされるが、商品については一般に行われていない²⁶⁾。

高等学校の「原価計算」の授業で売上原価対立法を学ぶので、「簿記」の授業では深入りする必要はない。しかし、商品が売れた時に売上原価という費用に振り替えるという処理は、発生主義の観点から理想的な処理だと言えるので、商品勘定の三分割法を指導した後で簡単に説明しておいた方がよい。その説明は次のような内容になる。

商品が売れた時に売上勘定（収益勘定）で処理する場合には、当然のこととして商品勘定（資産勘定）から売上原価勘定（費用勘定）に振り替える必要がある。なぜならば、発生主義の考え方では、「収益と費用は同時に発生する」ということになるからである。商品を仕入れた時に仕入勘定という費用の勘定で処理するのであれば、同時に未実現ではあるが収益も発生していると考え

る必要がある。未実現の収益は計上できないので商品を仕入れた時に商品勘定（資産勘定）で処理しておいて、商品を売り上げた時に売上原価勘定（費用勘定）にその都度振り替え、売上勘定と売上原価勘定の両方を同時に仕訳することは理論上正しい処理方法であると言える。

商 品	
借 方	貸 方
前期繰越商品	仕入戻し高 (原価)
当期仕入高	仕入値引高 (原価)
仕入諸掛費	仕入割戻高 (原価)
売上戻り高 (原価)	売 上 高 (原価)
売上原価	
借 方	貸 方
売 上 高 (原価)	売上戻り高 (原価)
売 上	
借 方	貸 方
売上戻り高 (売価)	売 上 高 (売価)
売上値引高 (売価)	
売上割戻高 (売価)	

売上原価対立法による商品売買の仕訳を≪設例≫そって整理すると、次のようになる。

表4 売上原価対立法

	借 方	貸 方
仕 入	(商 品) 400,000	(買 掛 金) 400,000
仕入諸掛	(商 品) 10,000	(現 金) 10,000
仕入値引	(買 掛 金) 10,000	(商 品) 10,000
仕入戻し	(買 掛 金) 40,000	(商 品) 40,000
売 上	(売 掛 金) 500,000 (売上原価) 250,000	(売 上) 500,000 (商 品) 250,000
売上値引	(売 上) 30,000	(売 掛 金) 30,000
売上戻り	(売 上) 40,000 (商 品) 20,000	(売 掛 金) 40,000 (売上原価) 20,000
売上割戻	(売 上) 50,000	(現 金) 50,000
仕入割戻	(現 金) 20,000	(商 品) 20,000
決算整理	*仕訳なし	

商 品	
前期繰越高	100,000
当期仕入高	400,000
仕入諸掛費	10,000
戻り高	20,000
仕 入 原 価	
仕入値引高	10,000
仕入戻し高	40,000
売上原価	250,000
仕入割戻高	20,000
次期繰越高	200,000
売 上 原 価	
売上原価	250,000
売上戻り高	20,000
損益	230,000
売 上	
売上値引高	30,000
売上戻り高	40,000
売上割戻高	50,000
損益	380,000
損 益	
売上原価	230,000
売上	380,000

お わ り に

本研究（Ⅰ）では、商品売買取引の記帳方法として、分記法を中心に考察した。高等学校の「簿記」では、狭義の分記法によって簿記の導入をしているので、分記法による導入が適切かどうかを検討した。

「簿記は仕訳に始まり仕訳に終わる」と言われているように仕訳が最も重要である。実際に「簿記」の導入段階で分記法の処理を理解させるには苦勞する。簿記上の取引をありのままに記録するという仕訳の大原則を堅持できない分記法は、高校生にとっても理解し難いのである。なぜならば、商品を販売した時には、貸方に販売価額で商品という仕訳をすると考えるのが常識的だからである。原価と利益に分けて貸方に商品（原価）と商品売買益（利益）を併記するというのは、「ありのまま」の記帳とは言い難い。狭義の総記法であれば、何の違和感もなく理解できる筈である。つまり、商品を購入した時には仕入れた値段で、商品を販売した時には、売った値段で仕訳すればよいのである。高校生や大学生に、総記法の説明をすると、必ず「ど

うして、最初からこの簡単な方法を教えてくれなかったのか」と言われる。それだけ分記法の処理は面倒だと感じているのである。

簿記は、決算の指導が重視される。分記法は、商品に関する決算整理仕訳が不要となるので、導入に最適だと考えられている。しかし、狭義の総記法であっても三分法であっても期首と期末に繰越商品が存在しないと仮定すれば、決算整理は不要である。「簿記」の授業展開上、何の問題も発生しないことは、筆者も含め多くの教師が立証している。分記法を指導する時には、値引きや返品などの例外的な処理については、全く触れることはない。敢えて付け加えるならば、分記法における値引き・返品・割戻しの処理をどのように行うのかを解説するのは難しい。

以上の理由から、実務で殆ど採用されていない狭義の分記法を「簿記」の導入指導で採用するメリットはないと考えられる。

高等学校の「簿記」の授業で、支払運賃などの仕入諸掛費の仕訳をどのように指導しているのかということも考察した。分記法の指導段階では、仕入諸掛費は出てこない。三分法に移行してから処理方法を指導する。それも、「仕入諸掛は仕入勘定に含めること」という単純な指導をしている。しかし、それは適切な処理だとは言えない。なぜならば、仕入諸掛は代金の支払先が運送会社や保険会社であるので商品の仕入時点と同時にとはならないからである。しかも、仕入諸掛を仕入に加えると、商品の仕入単価を変更しなければならないという面倒なことが起きる。更に商品を返品した時には仕入諸掛を返金してもらわないので、他の仕入商品に負担させることになる。従って、仕入諸掛費は、支払保険料や支払運賃といった勘定科目で個別に処理しておく方が望ましい。仕入諸掛費は、決算時点で商品売上の部分と在庫部分に按分すればよいと考えられる。そもそも、高等学校の「簿記」の授業で仕入諸掛費に着目させて拘る必要

はない。高等学校では「仕入諸掛費は仕入に含めること」と「他人振出の小切手を受け取ったら現金で処理すること」という決算時点で行うべき処理を会計期間中に行わせるという間違っただ指導をしていることを指摘しておきたい。

高等学校では、売上原価対立法については「原価計算（工業簿記）」の授業で指導することになる。これは、売価（販売価額：収益）と原価（製造原価：費用）を対比する形で仕訳するものである。これを高校生は分記法の系統に属するものだと理解していない。なぜならば、分記法とは、利益（部分）と原価（部分）を分記するものだと理解しているからである。売上原価対立法は、収益と費用を対比して仕訳する方法であるので利益額は差引計算をしなければ出てこない。

ただし、製品を販売した時点でその製品の製造原価を把握して製品勘定から売上原価勘定に振り替える方法であるので、分記法の系統に属する処理方法である。高等学校の「原価計算」の授業では、製品の販売時点での仕訳を指導することが中心であり、値引きや返品などの例外的な処理については触れることが少ない。

この売上原価対立法を高等学校の「簿記（商業簿記）」で指導することはない。しかし、高等学校の商業科の教師は、狭義の分記法の教材研究を指導する段階でこの売上と原価を対立表示する処理方法についても整理しておくべきであると考えている。なぜならば、生徒の中には将来、税理士などの職業会計人を目指して、興味・関心が高い者も少なからず存在するからである。そのような生徒が授業後に質問に来た際に簡潔に説明できるように研究を深めておく必要がある。

注

- 1) 新井益太郎・稲垣富士男編（2009）『新簿記 新訂版』実教出版, p. 26.
- 2) 蛭川幹夫（2008）『基本簿記』実教出版, p. 66.
- 3) 新井益太郎・稲垣富士男編（2009）前掲書, p. 90.
- 4) 新井清光・加古宜士編（2011）『高校簿記 新訂版』実教出版, p. 70.
- 5) 安平昭二（2000）『簿記詳論 四訂版』同文館, p. 4.
- 6) 泉 宏之（2001）『簿記論の要点整理〔第3版〕』中央経済社, p. 26.
- 7) 新井益太郎・稲垣富士男編（2009）前掲書, pp. 26-27.
- 8) 脇田良一（1997）『ビジネスゼミナール簿記入門』日本経済新聞社, p. 162.
- 9) 渡部裕亘編『ファーストステップ簿記を学ぶ〔第2版〕』中央経済社, p. 49.
- 10) 岸 悦三・中田 清監修（1999）『最新簿記原理』同文館, p. 71.
- 11) 沼田嘉穂（1992）『簿記教科書〔五訂新版〕』同文館, p. 219.
- 12) 山下正喜編（2000）『増補改訂版 簿記テキスト』創成社, p. 58.
- 13) 松谷靖二（1999）『要説企業簿記』中央経済社, p. 127.
- 14) 山口年一（1975）『現代簿記精講〔改訂版〕』同文館, p. 113.
- 15) 中村 忠・大藪俊哉（1997）『対談簿記の問題点を探る』税務経理協会, p. 43.
- 16) 関西学院大学会計学研究室編（1990）『基本簿記論』中央経済社, p. 96.
- 17) 岸 悦三・中田 清・山口忠昭（2002）『入門簿記』同文館出版, p. 75.
- 18) 武田隆二（1989）『簿記一般教程』中央経済社, pp. 79-80.
- 19) 中村 忠・大藪俊哉（1997）前掲書, 税務経理協会, p. 45.
- 20) 沼田嘉穂（1992）『簿記教科書〔五訂新版〕』同文館, p. 126.
- 21) 大藪俊哉（1997）『簿記論の重点詳解（第2版）』中央経済社, pp. 16-17.
- 22) 大藪俊哉（1997）『簿記論講〔1〕』中央経済社, pp. 59-60.
- 23) 醍醐 聰他（2010）『簿記』一橋出版, p. 59.
- 24) 醍醐 聰他（2009）『原価計算』東京法令出版, p. 25.
- 25) 吉田良三（1933）『改訂工業簿記教科書』同文館, p. 73.
- 26) 神森 智・倉田三郎（1995）『新版企業簿記論』中央委経済社, p. 37.